○千葉市中央立体駐車場会議室使用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千葉市中央立体駐車場の会議室　（以下「会議室」という。）　の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第２条　会議室の使用を受けようとする者は、会議室使用許可申請書（別記様式）を使用しようとする日の７日前までに市長に提出しなければならない。

（使用許可）

第３条　会議室は、次の各号に該当する場合に使用を許可するものとする。

(1) 千葉市中央立体駐車場に近接する町内自治会、商店振興会等が会議、役員会、事務打ち合せ等の公益的活動のために供するとき。

(2) その他、本市の事務事業の執行上、使用させることが適当であると認められるとき。

（使用の制限）

第４条　市長は、前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、会議室の使用を制限し、もしくは停止し又はその許可を取り消すことができる。

(1) 第６条に規定する禁止行為に該当すると認められるとき。

(2) 偽り、その他不正手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 前２号に掲げるほか会議室の管理運営上支障があると認めたとき。

（使用料）

第５条　使用者は、次の各号に掲げる区分により使用料を納付しなければならない。

使　用　時　間	使　用　料
午前９時から午後０時まで	１，０００円
午後１時から午後５時まで	１，０００円
午後５時30分から午後９時まで	１，０００円

２　前項に規定する使用料は、使用日までに市長に納付するものとする。

３　市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（禁止行為）

第６条　会議室を使用するに当っては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 建物、工作物その他の施設（以下「施設」という。）を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 危険物を持ち込み、又は危険を伴うことを行うこと。

(3) 飲酒をすること。

(4) 放歌、高唱すること。

(5) 立ち入りを禁止した区域に立ち入ること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の維持又は災害の防止に支障をきたすおそれのあること。

附　則

この要綱は、昭和61年７月15日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱施行の際、千葉市中央立体駐車場会議室使用要綱の規定により作成されている様式で、既に存するものは、この要綱の規定にかかわらずなお当分の間、使用することができる。

千葉市中央立体駐車場会議室使用許可申請書

年　　月　　日

（あて先）　千 葉 市 長

申請者

住所

氏名

TEL

次のとおり千葉市中央立体駐車場会議室を使用したいので申請します。

使用目的	
期間	年　　月　　日　午前・午後　　時から 年　　月　　日　午前・午後　　時まで
利用人数	名
責任者	
持込品	
使用料	円
備考	